高島市
地域計画作成の進め方

R6.5.24
高島市役所　農業政策課
TEL：0740-25-8511
ﾒｰﾙ：nousei@city.takashima.lg.jp

「地域計画」では、各地域において“地域農業を持続させていくための方針”と農地を今後利用する農業者を示した“目標地図”を作成することとされています。地域計画の作成にあたっては、地域で守り続けていく農地の考え方について、現在の耕作者、将来の耕作者、土地所有者が共通認識をもつ必要があるため、市では「人・農地プラン」の策定時と同様に、農事組合単位（集落単位）を基本とした話合いを進めていただきたいと考えています。

地域での話合いには、農業委員・農地利用最適化推進委員にもお声がけください。

参考スケジュール

耕作者や組合役員のみで案を検討

6月～7月

集落（耕作者）：地図作成

①守るべき農地のエリアを決め、現況地図を作成
※集落所有の地図、土地改良区作成の地図も利用可能
※家庭菜園、屋敷田、白地はエリアに含めない
※販売目的の作物を栽培していない生産者は、「その他」灰色とする
※５年後に離農しそうな耕作者を抜いた離農想定図も作成すると、将来図案の検討がしやすくなります
※地図に耕作者名を記入いただければ、着色や整理は市で支援できます

②耕作者を中心に話し合い、10年後の農地の担い手を色分けした将来図案を作成
※アンケートを活用される集落もあります（市から様式提供できます）
※耕作者未定のほ場は「検討中」白色とする
※将来の耕作者が利用しやすいように集約（耕作地の交換）も検討

7月～8月

集落（耕作者）：担い手の意向確認

①周辺農家の拡大希望の情報があれば、市から情報提供
②集落内の担い手と入り作希望の農家で話し合い
※農地管理のルールや小作料などの条件について確認・調整
※所有者への確認も必要なため、この場で受け入れ決定とはなりません
③条件に折り合いが付き、入り作を受け入れる判断をした場合は、市に目標地図案の修正を依頼

8月～9月

集落：所有者等への確認

①市から計画案と目標地図案を集落に提供
②集落は説明会開催や回覧等で、計画案・目標地図案の内容を所有者・耕作者に説明し了解を得る
※所有者の了解が得られないほ場は「検討中」白色とする

9月～11月

市役所：協議の場の設置
（農業者、市、県、農業委員会、機構、JA、土地改良区等）

①地域計画案の内容を協議（確認）
②市が地域計画案を公告・縦覧する（２週間）
③市が地域計画を策定した旨を公表する（HP公開）

※このページの進め方の順序（青→緑→黄→赤）と、次ページの①～⑥の色分けを合わせています。

地図の作成

集落所有の地図、土地改良区作成の地図を利用していただくこともできます。
地図に耕作者名を記入いただければ、着色や整理は市で支援可能です。

①エリアを決める

農業上の利用が行われる農用地等の区域＝青地の範囲内で検討する。
（農村まるごとのエリアを参考）
家庭菜園、屋敷田、将来農地として管理しない範囲は含めない。

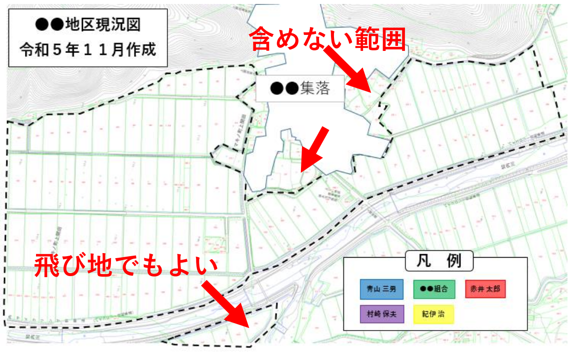

②現況図を作成

現在の耕作者を一筆ごとに色塗り。
販売目的の農産物を栽培していない生産者（飯米、自家消費作物のみの生産者）は、「その他」＝灰色にする。
※５年後離農想定図も併せて検討

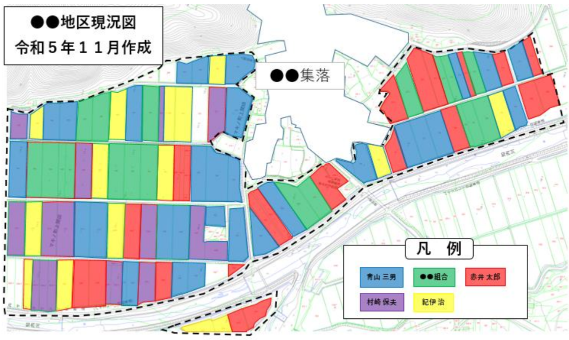

③将来図案を作成

10年後その農地を誰が耕作・管理していくかを話し合って、一筆ごとに色塗り。将来の耕作者が利用しやすいように、集積（人に集める）・集約（耕作地の交換）も検討してください。

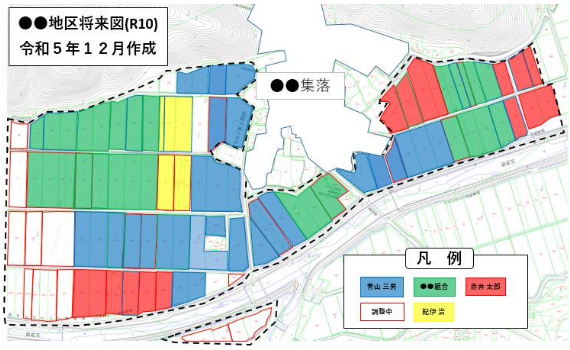

④担い手意向の反映

市が周辺の担い手の拡大意向を聞いていた場合、集落へ情報提供しますので、必要に応じて担い手への聞き取り等を実施してください。話がまとまれば、新たな担い手として着色します。

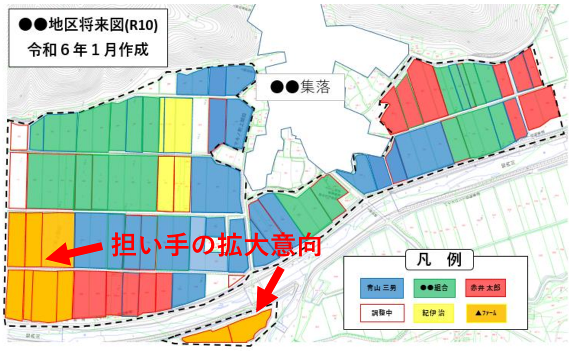

⑤所有者等への確認

説明会開催等により、計画・目標地図の内容を土地所有者・耕作者に説明し、了解を得ます。了解が得られないほ場に関しては、元の耕作者や「検討中」白色に修正します。

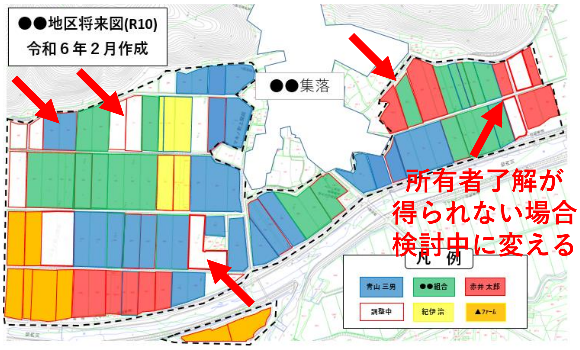

⑥目標地図完成

「協議の場」にて地域計画案の内容を協議（確認）し、修正すべき点がなければ、２週間の公告縦覧を経て完成となります。完成後は市ＨＰにて公開します。

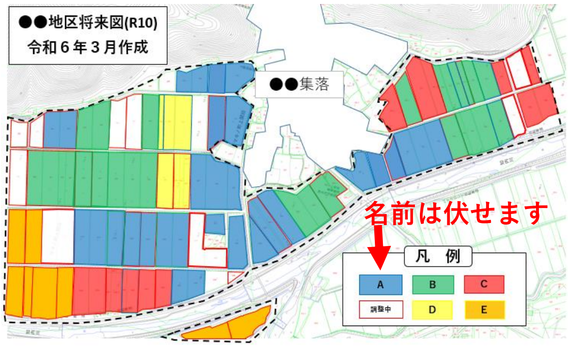

地域計画作成に関するＱ＆Ａ

R6.5.24
高島市役所　農業政策課

【地域計画の作成について】

01：なぜあらためて地域計画を作成しなくてはいけないのですか？

Ａ：農業者の減少が急速に進む中で、将来の農地利用について、もっと具体的に考える必要が出てきました。今までの「人・農地プラン」では将来の農地の利用予想までは求めておらず不十分ではないかということで、人・農地プランを法律に基づき「地域計画」と改称し、農地の集約化を含めた将来の農地の利用目標を考えていこうとなりました。

02：地域計画のエリアはどうやって定めるのですか？

Ａ：集落での話合いにおいて、将来にわたり農業上の利用が行われる農用地等の区域＝青地の範囲内で検討して設定してください。（農村まるごとのエリアを参考）
家庭菜園、屋敷田、目標年度までに農地として管理しなくなることがわかっている範囲は含めません。
すでに耕作放棄されてしまっている農地、誰が作っても苦労する農地など、今後も農地として活用される見込みが著しく低い農地は、地域計画に含めないことも考えられます。

03：地元での話し合いは、誰に参加してもらうとよいのか？

Ａ：農家だけでなく、住民みなさんに参加いただいて農地・集落の将来について話し合いができるのが理想ですが、まずは、組合役員と耕作者で「現況図」の整理と「将来図案」の検討をしていいただいてから、土地所有者等のみなさんに説明される流れがスムーズかと考えています。話し合いでは様々な“課題”が出てくると思いますので、各地域の農業委員や農地利用最適化推進委員にもお声がけください。

04：地域に担い手がおらず、目標地図に農業を担う者を位置づけできないがどうするのか？

Ａ：今後、その農地をだれが担うのか、どのように活用するのか等を検討しているということで、「検討中」と記載してください。

05：地域計画で扱う農地面積はどの数値を扱うべきですか？

Ａ：原則、農地台帳の面積を使用します。

06：地域計画を令和６年度末までに作成できなかった場合はどうなりますか？

Ａ：策定できなかった場合の直接的なペナルティはありませんが、農地中間管理機構を活用した農地の貸借や、その地域の農業者等が関連補助事業を受けられなくなる可能性があります。策定後も変更ができますので、現時点での予定として、調整を進めてください。

【計画の効力】

07：目標とした10年後に、自動的に権利が変わるということですか？

Ａ：目標地図は10年後に農地を管理する予定の農業者を視覚化したものであり、地図の策定によって権利設定がされるものではありません。10年経過するまでに、土地所有者と耕作者で農地貸借の適正な手続きをしていただく必要があります。

08：現在利用権設定で賃借している農地は、どのような手続きが必要ですか？

Ａ：現在の契約内容は期間終了まで有効です。契約更新時には、地域計画の目標地図に合うように、機構を活用した貸借手続きをしてください。

09：契約更新時に次の耕作者に引き継ぐ予定でしたが、早めたり遅らせたりできますか？

Ａ：目標年度である10年後に、目標地図に位置づけた担い手に貸借できている予定であれば、貸借する時期が早まっても遅れても、計画の変更は不要です。（契約の変更手続きは必要）

例）現在の耕作者Ａ→目標地図の耕作者Ｂに引き継ぐタイミングと計画変更

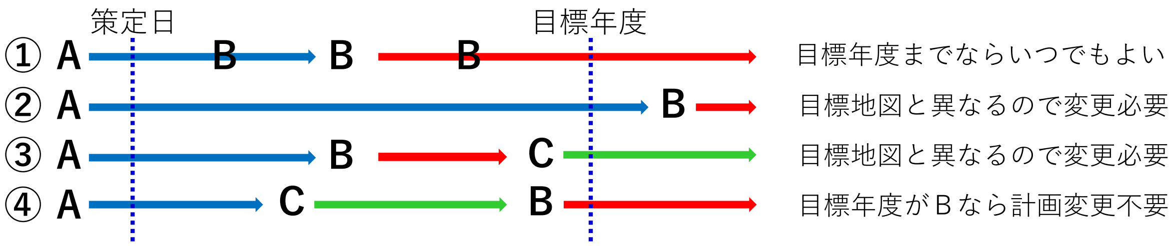

【地域計画の変更について】

10：どのような場合に、地域計画の変更が必要となりますか？

Ａ：軽微な変更を除き、目標地図の内容が変わる場合に、地域計画の変更が必要となります。

・エリア外の農地を、機構を活用して貸借したい場合　＝　エリアの変更
・目標地図に位置付けられた受け手以外の者に貸借する場合　＝　担い手の変更
※「検討中」としていた農地の担い手が決まった場合にも変更が必要です。
※目標地図に位置付けられた受け手が10年後に農用地を利用するまでの間、別の受け手が一時的に当該農用地を利用する場合は変更にあたりません。　（Ｑ９－④参照）

※軽微な変更
・区域の名称の変更または地番の変更
・集落営農組織の法人化等による組織形態の変更
・農業を担う者の相続による変更
・その他、地域計画の内容の実質的な変更を伴わない変更

11：地域計画の変更は、どのような手続きが必要ですか？

Ａ：変更内容について組合内で再調整いただき、変更案を市に提出してください。
市から関係機関への意見聴取や公告・縦覧を実施のうえ変更します。
変更まで１～２か月かかると見込まれます。
市の基本構想が変更（概ね５年ごと）された後の地域計画の変更の際には、協議の場の設置が必要と考えられていますので、さらに時間を要する可能性があります。

目標地図作成のポイント

目標地図（10年後に目指す地域の農地利用を示した地図）

①将来も農地として守るべき範囲　と　②農地１筆ごとの農地を担う者（将来の利用者）をみんなに分かるように表示した地図です。この地図に合うように農地の貸し借りをしていくことになりますので、土地所有者の了解も大切となります。

農地の担い手が見つからない場合は、集落外の担い手を受け入れる検討もしてください。
農地を守ってもらう担い手の予定がついたときには、団地化により耕作しやすくなるよう、集約化（耕作地の交換）にも協力をお願いします。

目標地図に示しただけで農地の貸借の権利設定がされるものではありません。
契約更新時などそれぞれのタイミングで引き継ぎ、10年後の目標達成を目指します。
目標地図の内容は、状況に応じて変更することが可能です。

現時点での目標として整理した地図を提出していただき、継続的に話し合いながら、徐々に目標地図の完成度を高めていくことが大切です。

地域計画を作るメリット

○農地・集落の将来について話し合うきっかけとなる

・農地を将来に引き継いでいくために、たくさんの話し合いを行うことになり、話し合いの中では、農家だけでなく集落・地域全体で考えていくべき課題も出てくると思います。地域計画・目標地図で農地の将来を集落のみんなに知っていただくとともに、集落や地域全体の課題についても問題意識を共有していただけるきっかけになると思います。

○農地一筆ごとの将来の耕作予定者の見通しがつく

・集落のみんなで了解した将来の耕作予定図となりますので、ケガや病気で耕作ができなくなったときにも、次の耕作者への引き継ぎがしやすくなります。
→　地域農地の荒廃を防止　→　集落の景観保持につながります。

○農地の集積・集約

・分散していたほ場をまとめることで、農作業の移動時間短縮や、畦畔除外による隣接するほ場の一体化、ほ場の一部を管理道路拡幅に利用するなどして、大型機械を活用した効率よい作業ができるようになります。
→　将来の経営規模を想定して、機械・施設の更新などに取り組めます。
・担い手が見つからない農地をまとめることができると、他所からの入作を検討してもらう資料として利用できる可能性があります。

○国等の支援策を受ける要件

・「計画が策定された地域」「計画に位置付けられた人」といった要件を達成できます。